観光立国実現に向けた提言（要旨）

観光立国推進協議会

はじめに＝略

1、インバウンド新時代に向けた戦略的取り組み

（1）色とりどりの魅力を持つ日本の発信と地方への送客

訪日外国人旅行者を地方へ誘客することを目的に7つの広域観光周遊ルートが国により認定されたところであるが、この広域観光周遊ルートの策定に当たり、地域特性を十分に考慮し、多面的な魅力を持たせるよう詳細に検討することが必要である。また、長期的な視野に立って取り組むべきであり、さらに毎年度、PDCAを考慮し、成果が見える形にしていくなど、広域観光周遊ルートがどのように推進・定着したかということを官民で随時チェックしていくことが必要である。さらに、海外へのPRにあたっては日本政府観光局（JNTO）の強力なサポートが不可欠である。

日本の魅力の発信については、新たな視点で季節需要・訪日需要の掘り起こしが重要である。このためには、ビッグデータを最大限活用した科学的なマーケティングが必要であり、国においては可能な限り様々なデータを迅速かつ積極的に公開すべきである。

（2）未来を担う若い世代の国際相互交流の促進

未来を担う若い世代の国際相互交流を促進するため、関係企業は、若者向けに旅行費用の低減化を進めるとともに、国は、若年層（満18歳までの若者）のパスポート取得無料化や更新手続きの簡略あるいは有効期限切れ防止策の実施など、大胆かつ大幅な取り組みによる若い世代の相互交流の促進が必要である。

また、訪日教育旅行の推進にも注力すべきである。訪日教育旅行において重要な要素となる学校交流は、受け入れ側の負担も大きいため、特に公立校においては資金提供やギブアウェイ、通訳手配などの費用について地方自治体の支援が必要である。都道府県単位の自治体において、学校交流のワンストップ窓口の設置など受入推進に必要な情報の共有化を図る必要がある。

（3）欧米からの観光客の取り込み

官民が一体となった欧米からの観光客の取り込みに向けた戦略的なマーケティングの強化が必要だ。具体的には欧米をターゲットとするPR手法において、欧米圏に効果的かつ可視化可能で、訪日意向効果の高い媒体の把握と活用が不可欠である。コンベンションの誘致やファムトリップの実施なども積極的に展開する必要がある。

（4）現地における訪日プロモーション基盤の強化＝略

（5）オールジャパン体制による連携の強化＝略

（6）ビザ要件の戦略的緩和

ビザ要件の緩和は、訪日外国人旅行者の拡大に大きな効果をもたらしている。国においては、さらなるビザ要件の緩和を図ることが重要である。特に経済成長が著しいアジア諸国やその他訪日旅行が拡大する可能性の高い国を優先し、2020年に向けて継続的なビザなし対象国の拡大、およびマルチビザ化の拡充も必要である。

（7）インバウンド・アウトバウンド双方向での交流促進

双方向交流の拡大は、雇用創出、経済発展のために大変重要である。訪日旅行者数が海外旅行者数を上回ることが確実となった中、さらに訪日旅行者を拡大させるためには、相手国との均衡した交流が不可欠となる。

国においては、新たに海外旅行を盛り上げる施策をより具体的に盛り込み、双方向での交流促進により一層取り組んでいくべきである。

観光関係団体が主催するツーリズムEXPOジャパン及び国や日本政府観光局（JNTO）が主催するビジット・ジャパン・トラベルマートおよびMICEマートが連携して、「ジャパン・トラベル・ウィーク」が形成されたが、さらなる双方向交流の拡大のために官民がさらに連携し、強力に取り組むべきである。

25年ぶりに日本は国連世界観光機関（UNWTO）の理事国に就任した。国や日本政府観光局（JNTO）、賛助会員である団体・企業は強力な連携を図り、世界の観光政策への言及や提言等により、日本のプレゼンスを上げる必要がある。

2、観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業への波及による対日投資の促進にも取り組むべきである。

観光関連産業としての取り組み、観光産業の強化

（1）訪日外国人による観光消費拡大・地域活性化プログラム

国においては訪日外国人の消費拡大のため、さらなる免税手続きの簡素化、短時間化を図る必要がある。特に、専門店の中には家族経営の店も多く、免税店の拡大のためには、初期コストの低減や手続きの簡素化が不可欠である。

具体的には、免税手続き帳票類の簡素化・電子化の推進、1棟の建物内、大規模小売店舗内、商店街振興組合もしくは事業協同組合の地区内という限定の緩和による免税手続きカウンターの利便性向上について検討すべきである。さらに、地方の百貨店を中心とした地域商店の活性化に向けた自治体や観光関係団体との連携促進や支援体制の構築も必要である。

また、2015年10月に米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合での環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、今後、輸入品に対する農林水産物の競争力強化を図る必要がある。日本の農産物や食品は、世界的に安心、安全、高品質といった定評があり、高い競争力を保持していると言われているが、さらに官民が一体となり、訪日外国人旅行者に対する消費拡大を図るとともに、強力な情報提供を行い、世界中に輸出できる機会を創出していくことが重要である。

国は、CIQの整備、省庁間の横の連携を強化し、市中小売店の負荷、混乱を最小化する仕組みを構築すべきである。

（2）幅広い産業のインバウンドビジネスへの参入促進

国や日本政府観光局（JNTO）、関係機関、団体は、世界無形文化遺産に登録され、世界から注目されている日本食の魅力を強力に発信するとともに、国内の飲食店等に対して訪日旅行者受入の啓発活動を積極的に行うべきである。

その他、ITや医療等、日本の優位性の高い先進技術等と観光の融合を図り、観光分野に幅広い産業の参入を促進すべきである。また、国内企業だけでなく、海外の企業による対日投資の促進にも取り組むべきである。

その一環として、観光立国推進協議会委員として、伝統的な観光産業のみならず、さらに幅広い関係者の参画拡大を図る必要がある。

（3）観光産業の活性化・生産性向上に向けた人材育成等

観光による地方創生を担う人材の育成システムの確立、外国語を話す人材への優遇措置、教育や育成強化プログラムの確立、外国人留学生を積極的に活躍させる雇用機会の創出等が必要である。具体的には、国において、留学生の就労ビザの要件緩和、職業実践課程に在籍する留学生の資格外活動許可手続きの容易化とともに、留学生を対象とした緊急採用・応急奨学金の制度の創設も検討すべきである。

特に、訪日旅行需要の拡大に伴い、宿泊施設の供給確保や受入体制の整備が不可欠である。外国人宿泊者や利用者の接遇を維持・向上しており、また、中小零細規模をはじめとする宿泊施設での人手不足が深刻な状況であることから在留資格の要件を緩和する必要がある。

さらに、ワーキングホリデー制度については、宿泊施設だけでなく、訪日旅行需要に連なる幅広い産業分野での外国人人材の獲得の一助となることから、対象国の拡充を検討すべきである。

また、観光産業の生産性向上や効率化を図る上でICTの活用は非常に有効となることから、これを最大限に活用すべく、観光立国推進協議会は、観光産業とICT業界との連携、協力を図る。

3、地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興

（1）広域観光周遊ルート等の形成・発信

各地域の策定主体は、歴史や美術、芸術、伝統・文化、農林水産資源を最大限に活用し観光地としての魅力を創出するとともに、無料公衆無線LAN環境の整備や多言語対応、観光案内機能などの受入環境を整備し、世界に通用する広域観光周遊ルートを形成し、国内外からの交流拡大による地域経済の活性化を図るべきである。なお、具体的な成果を上げるためには、引き続き国の強力なサポートが必要である。

（2）来訪者が地域の魅力を体感し、再び訪れたくなる観光地域づくり

国が日本版DMOの推進に予算を配分し、強力に取り組みを推進されていることは魅力ある観光地域づくりの形成において大変重要である。引き続き、長期的な観点から日本版DMOや国内観光振興のための十分な予算を確保すべきである。

特に、全国各地で日本版DMOを主導的に推進できる人材が不足しているとともに組織が未成熟であることから、人材育成にあたっては十分な研修予算を長期的に確保すべきである。また、国や自治体は、主導的な組織の育成について、地域の観光協会や商工組織等の供給確保や受入体制の整備が不可欠である。外国人旅行需要の拡充を検討すべきである。

（3）世界に通用する地域資源の磨き上げ

地域独自の魅力は、地域ならではの様々な体験や生活様式など、地域に根ざした要因によるところが大きく、そのためには、官民が一体となり、従来の観光産業だけでなく、地域の特性を持った他産業との連携・協力を図り、地域資源を磨き上げることによって、国際競争力の高い、魅力ある滞在型の観光地づくりを推進する必要がある。

国や自治体は、魅力ある空間の形成について、並木や公園など緑ある空間の整備を促進する施策を検討すべきである。

（4）豊かな農山漁村、日本食、食文化の魅力＝略

（5）観光振興による被災地の復興支援

東日本大震災以降、国をはじめ自治体や関係団体・企業により様々な観光による復興支援の取り組みが行われ、訪日外国人旅行者の被災地への旅行需要は震災前の水準に回復しつつあるが、依然として日本の旅行者総数から見ると大変低い割合である。2016年は震災から5年という節目の年を迎えることから、官民が一体となり、国内外からの旅行者の拡大を図るため、風評被害を払拭するためのプロモーションの展開、MICEの誘致や被災地ツアーの造成など次のステップの東北の観光復興に向けて強力に取り組むべきである。

東北地域の中でも特に福島県については中国や韓国など諸外国への食品の輸出において大幅な制限を受けており、福島県産の食品輸出に関する要件緩和に関して、諸外国に継続的な要請をすべきである。また、福島第1原子力発電所の事故に関連して、国内外における放射能に関する正しい理解の促進と風評被害の払拭に向け継続的に取り組む必要がある。

（6）日本の魅力を活かした船旅の活性化

船旅の活性化には、外国人旅行者の訪日手段及び国内の交通手段の利便性を確保する必要がある。特に首都圏の玄関口である羽田空港から都心部へのアクセスについて舟運の活性化を図り、航路申請の簡略化や船舶整備への支援、航路維持管理（浚渫等）の推進を図るべきである。

定期航路事業者が定期航路の運航を行いつつ、予備船を活用して、様々な観光クルーズ商品を造成しやすくするための施策を講じる必要がある。

なお、国内の船旅については、船会社や観光関係者の努力により全国で様々な取り組みが行われており、自治体とも連携し「せとうちサイクルーズ PASS」のような瀬戸内海海域6県にまたがる広域的な取り組みも進められているが、さらなる利用促進を図るためには、官民が一体となり強力に取り組む必要がある。

（7）レンタカーによるドライブ観光の活性化

訪日旅行者の増加に伴い、外国人のレンタカー利用が増加していることから、レンタカーによるドライブも増加傾向にあり、観光庁は、交通標識の改善等基本的な設備整備も必要であるが、訪日外国人旅行者向けの国内運転と交通安全教育ツールの整備、多言語カーナビゲーションシステムの普及もゴールデンウイークやお盆、年末年始といったピークに偏在し、その結果、公共交通機関、高速道路、観光地等の混雑や旅行代金の高止まりといった国民が旅行の効用を最大限に享受できる環境にあるとは言い難い。観光立国実現を掲げる上でわが国の国民がこうした休暇を活用し、国内旅行の急激な訪日外国人客の増加により入国手続きのスピードが追い付かず、季節によっては非常に時間を要している。また、深夜早朝発着の航空便が増加していることから、入国者が増える時期は職員を増員するなど、なお一層の体制づくりを進める必要がある。具体的には、出入国管理の時間延長、案内・誘導を含む体制の強化、出入国手続きのIT化の推進、自動化ゲートの対象範囲の拡容易になることから、国においては、バス運転者に対応できる観光地域づくりについて、それぞれの観点から休暇改革・旅行需要の活性化を議論すべきである。

4、先手を打っての「攻め」の受入環境整備

（1）空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続きの迅速化・円滑化

首都圏空港の機能強化という面では、増加する訪日外国人に対応する受け入れ環境整備をはじめ、さらに訪日外国人をも羽田からの国内線ネットワークを活用し地方へ送客することで地域経済活性化に寄与させることが重要である。特に需給が逼迫している羽田空港について、飛行経路をはじめ様々な点から国において抜本的な見直しが必要である。具体的には、都心部上空通過を含む飛行経路の見直し、発着枠増の形成、促進を図るべきである。

また、官民が一体となり、陸上ルートだけでなく海上ルートも活用し、新たな交通アクセスとして位置づけるとともに、民間レベルで組織されている北前船寄港地フォーラムのようなストーリー性の高い観光ルートの形成、促進を図るべきである。

（10）国民の旅行振興に向けた意識醸成・環境整備

官民が一体となり、まとまった休暇を楽しむ社会的風土の醸成に取り組む必要がある。わが国における有給休暇の取得率は先進諸国と比べても低く、また公休日も完全取得には至っておらず、そもそもの代休の消化においては極めて低いのが現状である。また長期連休の取得もゴールデンウイークやお盆、年末年始といったピークに偏在し、その結果、公共交通機関、高速道路、観光地等の混雑や安定的な地方ネットワークの維持・拡充を図るため、補助金や着陸料の軽減を検討すべきである。

出入国手続きの迅速化・円滑化という面では、CIQのさらなる体制強化をすべきである。近年の増加により入国手続きのスピードが追い付かず、季節によっては非常に時間を要している。また、深夜早朝発着の航空便が増加していることから、入国者が増える時期は職員を増員するなど、なお一層の体制づくりを進める必要がある。具体的には、出入国管理の時間延長、案内・誘導を含む体制の強化、出入国手続きのIT化の推進、自動化ゲートの対象範囲の拡容易になることから、国においては、バス運転者に対応できる観光地域づくりについてもトラック運転者と同様、フェリー乗船時間全体を休息期間とする制度改正について検討すべきである。

（2）宿泊施設の供給確保

民泊については、国家戦略特区において施行の動きもあるが、民泊と従来の宿泊業との共存を図るために必要な法制度やルールを早急に整備すべきである。その際、民泊の利用者の生命や財産、安全が担保されないことから、さらに不法滞在など犯罪の温床になることが懸念されること、また、騒音問題やごみの投棄問題などを巡って外国人観光客と近隣住民とのトラブル発生も想定されることから、国は関係団体をはじめとする利害関係者のコンセンサスを得ながら、適切に対応する必要がある。

制度設計に当たっては、上述の利用者の安全・安心を担保するためにも、民泊を仲介する事業者に対する適切な対策を検討すべきである。また、地域によっては、宿泊施設が不足している状況もあり、宿泊施設の新設を促進する規制緩和や制度改正についても併せて検討すべきである。

（3）貸切バスの供給確保、貸切バスによる路上混雑の解消

貸切バス車両及び乗務員が不足しており、修学旅行や遠足、大型クルーズ船の受け入れ等において手配が困難となるケースが散見している。国は貸切バス車両及び乗務員の確保を図るため、貸切バスの営業区域の弾力化や繁閑に対応できる柔軟な運用を検討すべきである。さらに、地域によっては外国人観光客向けをはじめとして貸切バスの需給が逼迫しており、安全性の確保を前提として車両及び乗務員の確保を促進するような対策が必要である。

加えて、アジアからの訪日バスツアーは数日にわたるものが多く、フェリーの利用を行程に組み込むことにより、運転者の休養確保が可能となるとともに、長距離のバスツアーを催行することが容易になることから、国においては、バス運転者足状態が継続すると外国人添乗員による不適切な案内など通訳案内士の資格を持たないガイドの増加が想定されることから、通訳案内士以外の案内行為についてチェックを強化すべきである。

（5）「地方ブロック別連絡会」を最大限に活用した、地域における受入環境整備に係る現状・課題の把握と迅速な課題解決

大都市と地方都市では訪日外国人の受入環境整備の状況が大きく異なっている。この格差の解消を図るためには、国や自治体による各種支援策が必要である。具体的には、バリアフリー化や無料公衆無線LAN導入地域における認証連携の簡素化、ピクトグラムの活用を含めた多言語対応の強化などがある。

また、外国人の診療体制の整備については、不慮の事故等に対応できるような人材育成・配置と病院や自治体、宿泊施設等によるネットワーク化を早急に構築すべきである。

これについては、基本的に民間事業者が主として整備すべきであるが、企画乗車券等の設定及び同業他社との連携強化策の実施などについては、国や自治体が支援協力すべきである。また、訪日外国人旅行者からは、国内の移動に関わる交通事業者ごとの乗車券購入の手間や交通費の問題が指摘されており、訪日外国人旅行者向けの鉄道、飛行機、バスなどの主要交通機関共通のパスなどについて官民が一体となり検討すべきである。さらに、これらの共通パスの設定については、国内利用者向けにも検討が必要である。

美術館、博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入については、英国の「イングリッシュ・ヘリテージパス」やスイスの「スイス・パス」のようなシステムの導入を検討すべきである。そのため、国が主導してコンソーシアム的に連携する協議の場を設ける必要がある。

空港アクセスについては、24時間空港における深夜・早朝のアクセス改善が急務であり、さらなる国や自治体の支援が必要である。また、一部の地方空港においては、空港アクセスのための交通手段や運航本数が少ないことから、訪日外国人旅行者にとっても不便な空港が少なくない。官民が一体となり空港アクセスのネットワーク化と拡充を図るべきである。

（11）観光案内拠点の充実、外国人旅行者への接遇向上等

国や自治体は、地方空港においても観光案内所の設置を推進すべきである。また従来、観光案内所においては、主に交通機関、宿泊施設、観光施設に関する案内がなされてきたが、今後は地域の歴史や文化等をきちんと説明できる体制づくりや人材の配置についても検討すべきである。

5、外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

（1）外国人ビジネス客の取り組み強化＝略

（2）MICEに関する取り組みの抜本的強化

国による積極的な誘致戦略がとられ、特にCE分野では成果も上がってきているところであるが、MI分野については、さらに積極的に取り組む必要がある。また、日本政府観光局（JNTO）による強力なコンサルティングのほか、世界に通用するCMP（Certified Meeting Professional）の人材育成も必要である。また、インセンティブ部分においては、日本独自のメニューを開発する必要がある。

開催場所については、ユニークベニュー活用のため、消防法、食品衛生法に対する課題の解決策の検討も必要である。MICE開催には多額の資金も必要になることから、開催費用補助や、特に誘致競争段階で金額設定等の速やかな判断など、柔軟な運用も必要であり、主催者への寄付金に対する手続きの簡素化なども検討すべきである。

（3）質の高い観光交流の促進＝略

（1）オリンピック・パラリンピックをフルに活用した訪日プロモーション

ロンドンオリンピック・パラリンピックは、世界中の約48億人が視聴したとされる。東京オリンピック・パラリンピックでは国や日本政府観光局（JNTO）が牽引役となり、官民が一体となった強力な訪日プロモーションを実施すべきである。また、オリンピック・パラリンピック開催効果を地方へ波及させるためには、事前プロモーションにおいて地方の観光や文化の情報発信をさらに強化すべきである。

また、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会後から開催されるオリンピック・パラリンピック関連イベントにおいて、官民が一体となり、2020オリンピック・パラリンピック大会開催国としての歓迎イメージとともに、日本各地の様々な観光魅力を積極的に発信することが不可欠である。

（2）全国各地での文化プログラムの開催

2019年京都のICOM世界大会（世界博物館大会）など今後各地で文化プログラムが開催されることから、国や自治体においてもこのような文化プログラムに対する支援や協力をすべきである。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて国内外の関係者が参加するスポーツプログラムが各地で開催されることから、スポーツプログラムに対しても、国や自治体の支援や協力が不可欠である。

（3）オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備＝略

（4）オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

東京オリンピック・パラリンピック大会の前年より、プレ五輪などの諸イベントが開催されることから、期間中の首都圏でのMICE会場不足は現実的な問題となっている。この機会を好機としてMICEの地方開催を促進することが重要であるが、MICE主催者にとって集客面等においてマイナス面も存在することから、国や自治体は財政面も含めた支援を検討すべきである。

海外からの観光客や選手が国内の多くの地域を訪れることが可能となるよう、都道府県を中心に市町村の情報も含め国内の合宿施設等をデータベース化し情報を提供する準備が進められているが、国はこうした取り組みに十分配慮し、合宿等が全国に分散されるよう取り組むべきである。

（5）オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速＝略

（6）多言語化対応の強化

空港、駅・車両、道路、旅客船ターミナルにおける多言語対応については、「観光立国実現に向け多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、国において統一された共通の外国語表示をさらに整備すべきである。

また、官民が一体となり、外国人旅行者と接する現場の従業員の外国語能力を底上げすべきである。現在、国や自治体・民間ベースで開発が進められている多言語翻訳アプリ・ナビゲーションや地図についての活用を一層促進する必要がある。また、民間ベースで多言語表示が進められているが、予算的な制約から長期的な対応にならざるを得ない状況にある。この取り組みを促進、加速するため、国や自治体のさらなる支援が必要である。

（7）無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の整備

無料公衆無線LAN環境が十分でないことから、外国人旅行者の不満も多数聞かれる。また、さらに活用すべきである。

外国人が利用しやすいタクシーサービスについて、米国発祥のスマホアプリを使ったタクシーサービス「UBER」が話題となっているが、UBERはタクシー事業者ではなく、マッチングサービス事業者であり、運転手の安全対策などにおいて様々な課題も散見され、国において早急に実態把握するとともに、対応策を検討すべきである。

（9）「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善

世界のクルーズ人口は2千万人以上と言われ、アジアの需要増大が顕著である。今後、多くのクルーズ客船に寄港してもらうためには、埠頭などの港湾施設の整備について国や自治体による投資が必要である。

また、羽田空港跡地開発が検討されているが、羽田空港旅客ターミナルから船着場までの動線の整備について検討すべきである。

クルーズ人口を拡大させるためには、外航クルーズ客船を誘致するだけでなく、国内の船会社は、日本独自のメニューを開発する必要がある。

開催場所については、ユニークベニュー活用のため、消防法、食品衛生法に対する課題の解決策の検討も必要である。MICE開催には多額の資金も必要になることから、開催費用補助や、特に誘致競争段階で金額設定等の速やかな判断など、柔軟な運用も必要であり、主催者への寄付金に対する手続きの簡素化なども検討すべきである。

（3）質の高い観光交流の促進＝略

（1）オリンピック・パラリンピックをフルに活用した訪日プロモーション

ロンドンオリンピック・パラリンピックは、世界中の約48億人が視聴したとされる。東京オリンピック・パラリンピックでは国や日本政府観光局（JNTO）が牽引役となり、官民が一体となった強力な訪日プロモーションを実施すべきである。また、オリンピック・パラリンピック開催効果を地方へ波及させるためには、事前プロモーションにおいて地方の観光や文化の情報発信をさらに強化すべきである。

また、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会後から開催されるオリンピック・パラリンピック関連イベントにおいて、官民が一体となり、2020オリンピック・パラリンピック大会開催国としての歓迎イメージとともに、日本各地の様々な観光魅力を積極的に発信することが不可欠である。

（2）全国各地での文化プログラムの開催

2019年京都のICOM世界大会（世界博物館大会）など今後各地で文化プログラムが開催されることから、国や自治体においてもこのような文化プログラムに対する支援や協力をすべきである。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて国内外の関係者が参加するスポーツプログラムが各地で開催されることから、スポーツプログラムに対しても、国や自治体の支援や協力が不可欠である。

（3）オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備＝略

（4）オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

東京オリンピック・パラリンピック大会の前年より、プレ五輪などの諸イベントが開催されることから、期間中の首都圏でのMICE会場不足は現実的な問題となっている。この機会を好機としてMICEの地方開催を促進することが重要であるが、MICE主催者にとって集客面等においてマイナス面も存在することから、国や自治体は財政面も含めた支援を検討すべきである。

海外からの観光客や選手が国内の多くの地域を訪れることが可能となるよう、都道府県を中心に市町村の情報も含め国内の合宿施設等をデータベース化し情報を提供する準備が進められているが、国はこうした取り組みに十分配慮し、合宿等が全国に分散されるよう取り組むべきである。

（5）オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速＝略